個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営住宅の入居等に関する情報	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅の入居、退去、家賃、駐車場使用料などに関する管理	
記録項目	１団地名称、２建物名称、３住戸番号、４入居者氏名、５入居者生年月日、６入居者性別、７入居者住所、８入居者電話番号、９勤務先電話番号、１０生活保護区分、１１生活保護番号、１２宛名番号、１３世帯番号、１４入居日、１５退去日、１６同居人氏名、１７同居人生年月日、１８同居人性別、１９同居人電話番号、２０連帯保証人氏名、２１連帯保証人生年月日、２２連帯保証人住所、２３連帯保証人電話番号、２４連帯保証人勤務先、２５駐車場番号、２６駐車場名、２７駐車場住所、２８区画番号、２９契約者氏名、３０契約者登録日、３１契約者廃止	
記録範囲	市営住宅の入居者及び退去者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び公営住宅管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	指定管理者（情報の一部を共有）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	位置指定道路台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	道路の位置を指定するために使用する	
記録項目	１受付年月日、２氏名、３住所、４申請場所、５幅員、６延長、７指定年月日、８指定番号	
記録範囲	道路の位置の指定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、建築住宅課（連絡先 0577-35-3159）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">建築確認申請受付簿</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">都市政策部建築住宅課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">確認済証、計画概要書交付等のために使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１受付番号、２受付年月日、３申請者氏名、４地名地番、５主要用途、６延べ面積、７確認日、８確認済証番号、９完了受付日、１０確完番号、１１検査日、１２検査済交付日、１３検査済証番号、１４消防通知番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">建築確認申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人の申告</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市都市政策部建築住宅課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、建築住宅課（連絡先 0577-35-3159）にお問合せください。</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	耐震診断受付簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	耐震補強工事相談等のために使用する	
記録項目	１区分、２受付日、３診断完了日、４受理証明交付日、５郵便番号、６住所、７氏名、８電話番号、９所在地、１０種類、１１建築年月、１２増築有無、１３階数、１４延べ床面積、１５住宅以外面積、１６自己評点、１７書類有無、１８会社名、１９相談士氏名、２０相談士電話番号、２１登録番号、２２診断評点、２３相談士第一希望、２４相談士第二希望、２５問診結果、２６概算補強工事費	
記録範囲	耐震無料診断申込、耐震診断事業実施計画、伝統構法木造建築物耐震化事業実施計画書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅計画認定簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	維持保全計画に基づく点検状況照会のために使用する	
記録項目	１確認申請、２確認申請審査機関、３確認済番号、４確認年月日、５申請地名地番、６建築物用途、７工事種別、８敷地面積、９建築面積、１０延べ面積、１１階数、１２構造、１３工事着手予定年月日、１４工事完了予定年月日、１５訂正通知日、１６訂正までの審査期間、１７訂正受理日、１８訂正受理から合格までの審査期間、１９認定日、２０受付から認定までの期間、２１審査期間、２２定期点検等実施予定者名、２３定期点検等実施予定者所在地、２４工事完了日	
記録範囲	長期優良住宅計画認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	アスベスト対策事業受付簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	対策工事相談等のために使用する	
記録項目	１受付番号、２受付年月日、３申請者氏名、４申請者住所、５建物所在地、６申請者電話番号、７事業種類、８建築年月、９用途、１０構造、１１地上階数、１２延べ面積、１３耐火要件、１４地下階数、１５事業着手予定日、１６事業完了予定日、１７分析機関又は施工業者の名称、１８業者所在地、１９業者電話番号、２０交付申請金額、２１他制度による補助金申請等の有無、２２税務照会日、２３交付・不交付の区別、２４契約額、２５補助確定額、２６国費額、２７アスベストの有無、２８交付決定日、２９着手届提出日、３０実績報告日、３１確定通知日	
記録範囲	アスベスト対策事業補助金交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	屋外広告物許可申請	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	更新案内等のために使用する	
記録項目	１申請者住所、２申請者氏名、３申請者電話番号、４管理者住所、５管理者氏名、６管理者電話番号、７表示の場所、８種類及び規格、９数量、１０受付年月日、１１手数料、１２写真又は模写図、１３調査及び指導事項、１４許可期間、１５許可年月日及び番号、１６届出日及び種類	
記録範囲	屋外広告物許可申請、更新許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	開発行為許可申請書	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	都市政策部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	開発登録簿交付等のために使用する	
記録項目	1開発許可番号及び年月日、２開発許可を受けた者の住所氏名電話番号、３許可に基づく地位の承継年月日、承継人の住所氏名、４工事施行者の住所氏名電話番号、５予定建築物等の用途、６予定公共施設の種類、７開発区域に含まれる地域の名称及び面積、８開発区域の区域、区分等、９法第41条第1項の制限解除の内容、１０法第41条第2項許可年月日及び番号、内容、１１法第42条第1項許可年月日及び番号、内容、１２工事完了年月日、１３工事完了検査年月日、１４検査済証交付年月日及び番号、１５告示年月日及び番号、１６変更内容、１７土地利	
記録範囲	開発行為許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市都市政策部建築住宅課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、建築住宅課（連絡先0577-35-3159）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	